



## 一般廃棄物処理業許可証

住所 富山県高岡市福岡町本領 1053 番地 1

氏名 ハリタ金属 株式会社

代表取締役 張田 真 様

平成 30 年 2 月 5 日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については、南砺市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第 2 3 条の規定により、次のとおり許可する。

平成 30 年 2 月 5 日

南砺市長 田 中 幹 夫



記

1. 許可する業の種類 一般廃棄物収集運搬業
2. 作業区域 申請のあったとおり
3. 許可期間 平成 31 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで
4. 許可条件

1) 事業範囲は、一般廃棄物及び家庭から排出される特定家庭用機器再商品化法第 2 条第 5 項に規定する特定家庭用機器廃棄物のうち同法第 9 条に規定する特定家庭用機器廃棄物以外の特定家庭用機器廃棄物（以下「家電小売店引取義務外廃家電品」という。）に限る。なお、一般廃棄物については南砺リサイクルセンター及びクリーンセンターとなみへ、また、家電小売店引取義務外廃家電品については、同法第 17 条の規定に基づき設置される指定引取場所への積卸しに限る。

収集運搬車両は申請のあった車両のみとする。

- 2) 申請した事業計画に基づき、収集運搬すること。
- 3) 申請書の記載事項に変更があった場合には、速やかに届け出ること。
- 4) 毎月の収集運搬数量を翌月に報告すること。
- 5) 業務を行うにあたっては、関係法令（条例を含む）を遵守すること。
- 6) 南砺市一般廃棄物処理計画が策定または変更された場合には、その内容を遵守しそれに従うこと。

複写無効